

## 令和元年度第2回長久手市地域保健対策推進協議会次第

日時 令和2年3月9日（月）

午後1時30分から

場所 長久手市保健センター3階会議室

### 1 あいさつ

### 2 議題

(1) 健康づくり事業について【資料P1～3】

(2) 成人保健事業について【資料P4～10】

(3) 母子保健事業について【資料P11～15】

(4) 予防接種事業について【資料P16～18】

(5) その他【資料P19】

### 3 その他

#### 配布資料

- 1 長久手市地域保健対策推進協議会規則
- 2 名簿
- 3 配席表
- 4 資料

長久手市はあいさつ運動に取り組んでいます

まちづくり、まずは笑顔でこんにちは

○長久手市地域保健対策推進協議会規則

平成15年4月21日

規則第8号

改正 平成16年5月24日規則第12号

平成19年6月5日規則第17号

平成20年3月19日規則第15号

平成20年4月13日規則第39号

平成23年12月28日規則第49号

平成24年3月23日規則第13号

平成24年5月25日規則第24号

平成25年3月29日規則第14号

平成28年3月31日規則第6号

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

長久手町地域保健対策推進協議会規則（昭和54年長久手町規則第1号）の全部を改正する。

（名称及び目的）

第1条 この会は、長久手市地域保健対策推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、住民の健康の保持及び増進を図り、健康で快適な日常生活の向上を期するため総合的健康づくり活動を促進することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項を審議する。

- (1) 健康増進事業及び成人保健事業に関すること。
- (2) 母子保健事業に関すること。
- (3) 健康づくり事業及び健康づくり計画に関すること。
- (4) 精神保健福祉事業に関すること。
- (5) その他必要な事項

（平25規則14・一部改正）

(組織)

第3条 協議会の委員は、14人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長がこれを委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が認める者

(平28規則6・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げるものではない。

(平28規則6・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって、これらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に次の部会を必要に応じて置くことができる。

- (1) 成人専門部会
- (2) 母子専門部会

(3) その他必要な部会

- 2 成人専門部会及び母子専門部会の委員は、市長がこれを委嘱する。
- 3 その他必要な部会の名称等は市長が定める。また、その他必要な部会の委員は、その都度、市長が委嘱又は任命する。
- 4 部会の委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げるものでない。
- 5 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 6 部会長は、部会の会務を総理する。

(平28規則6・一部改正)

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部健康推進課において行う。

(平24規則13・平25規則14・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成16年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第39号)

この規則は、平成20年4月13日から施行する。

附 則 (平成23年規則第49号)

この規則は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 13 号）抄  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 24 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 14 号）  
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 6 号）  
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年度長久手市地域保健対策推進協議会委員名簿

(敬称略)

| 構成関係機関 | 職名                     | 氏名     | 性別 | 年齢 |
|--------|------------------------|--------|----|----|
| 行政機関   | 長久手市教育委員代表             | 安藤 京子  | 女  | 66 |
|        | 愛知県瀬戸保健所長              | 鈴木 康元  | 男  | 65 |
| 各種団体   | 市内医師代表                 | 横山 智絵子 | 女  | 49 |
|        | 市内歯科医師代表               | 横井 英臣  | 男  | 50 |
|        | 愛知医科大学公衆衛生学教室          | 菊地 正悟  | 男  | 61 |
|        | 公立陶生病院小児科医師            | 森下 雅史  | 男  | 47 |
|        | 長久手市スポーツ推進委員長          | 口野 孝典  | 男  | 68 |
|        | 長久手市社会福祉協議会会長          | 喜多 一憲  | 男  | 71 |
|        | 長久手市食生活改善推進員会長         | 山田 豊美  | 女  | 58 |
|        | 自治会連合会長・区長会代表          | 中村 利男  | 男  | 71 |
| 学識経験者  | 名古屋大学大学院医学系研究科・医療技術学専攻 | 近藤 高明  | 男  | 61 |
| 公募委員   |                        | 伊藤 香津枝 | 女  | 72 |
|        |                        | 飯田 悦夫  | 男  | 71 |

女性委員比率 4人／13人

30.8%

# 1 健康づくり事業

## (1) 概要

長久手市健康づくり計画（第 2 次）に基づき、健康づくり事業を実施。

長久手市健康づくり計画（第 2 次）とは

|       |  |
|-------|--|
| 計画期間  | 平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間   |
| 基本目標  | 健康寿命の延伸  |
| 方針    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進</li> <li>・地域で支える健康づくりの推進</li> <li>・生涯を通じた健康づくりの推進</li> </ul> |
| 領域別課題 | 食事、運動、歯の健康、たばこ・アルコール、こころ、健康管理  |

| 領域           | 令和元年度の実施内容 |   |
|--------------|------------|---|
| 食事           | 成人         | 健康講座（朝食づくり講座）<br>成人式での啓発<br>39 歳以下健診での啓発  |
|              | 母子         | 離乳食教室<br>パパママ教室<br>乳幼児健診  |
| 運動           | 成人         | ラジオ体操第一普及事業<br>健康講座（HAPPY ヨガ講座）   |
| 歯の健康         | 成人         | 歯周病検診<br>8020、8520、9020 運動表彰（歯科医会共同）  |
| たばこ<br>アルコール | 成人         | 市内小学校での喫煙防止教室（4 校）<br>禁煙外来治療費助成事業   |
|              | 母子         | 乳幼児健診<br>親子健康手帳交付時の指導<br>パパママ教室   |
| こころ          | 成人         | こころの相談室（保健師・精神保健福祉士）  |
|              | 母子         | こころの体温計<br>健康講座（ゲートキーパー養成講座）  |
| 健康管理         | 成人         | がん検診<br>肝炎ウイルス検診<br>緑内障検査<br>39 歳以下健康診査<br>脳ドック検診費助成事業<br>体成分分析装置測定会<br>健康マイレージ事業 |

## (2) 歯と口腔の健康づくり推進条例について

### ア 概要

各世代に応じた歯と口腔の健康づくりに取り組むことで、長久手市健康づくり計画の目標である健康寿命の延伸につながり、生涯にわたって健康な生活を送ることができるように、条例の制定を行う。

### イ 実績

#### (ア) 歯と口腔の健康づくり講演会

10月24日 歯科医師による講話 103名

11月1日 歯科衛生士による講話 88名

#### (イ) 市内保育園健康教育（6園）

年長児を対象に歯についての健康教育を実施 246名

保護者向けにお便りを配布 1,056名

#### (ウ) 健康展

歯と口腔についてのアンケートを実施 900名

#### (エ) パブリックコメント

令和元年11月27日～12月26日に実施した。

意見1人8件、寄せられた意見一覧及び市の回答はHPで公表している。

### ウ 取組

条例制定後は、長久手市健康づくり計画の6つの領域の中の歯の健康について目標値を達成できるように、乳幼児期から高齢期まで各世代に応じた歯と口腔の健康づくりに取り組んでいく。

## (3) 地域自殺対策計画について

### ア 概要

平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、同法13条第2項に定める市町村自殺対策計画として第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画と共に、平成31年3月に策定した。計画の期間は5年間。

### イ 実績

#### (ア) ゲートキーパー養成講座

8月30日 一般市民向け 32名



9月9日 福祉関係者向け 28名

(イ) 周知啓発

自殺予防週間（9/10～9/16）に合わせ広報掲載、庁内施設において啓発資材（ウェットティッシュ）の配布。

ウ 課題と取組

各課の取組について、令和元年度の進捗状況をとりとまとめ、令和2年3月中に地域福祉計画等推進委員会を開催予定。「誰も自殺に追い込まれることのない長久手市」を目指し、庁内各課や関係機関との連携を進めている。また、若年者の自殺対策として、令和2年度は教職員向けにゲートキーパー養成講座を開催することを検討している。

(4) 受動喫煙防止対策

ア 概要

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より全面施行となることから、公共施設における受動喫煙対策を推進する。市では、望まない受動喫煙を防止するため、公共施設（一部施設を除く）において、令和元年7月より敷地内禁煙を実施。

イ 実績

令和元年6月 全公共施設管理者に対し取組状況調査

令和元年7月 一部施行（学校、病院、児童福祉施設等、行政機関）

令和元年11月 商工会に情報提供

令和元年12月 県主催説明会に参加

令和2年3月 広報に記事掲載、HPに公共施設の受動喫煙防止対策状況掲載

令和2年4月 法全面施行

ウ 取組

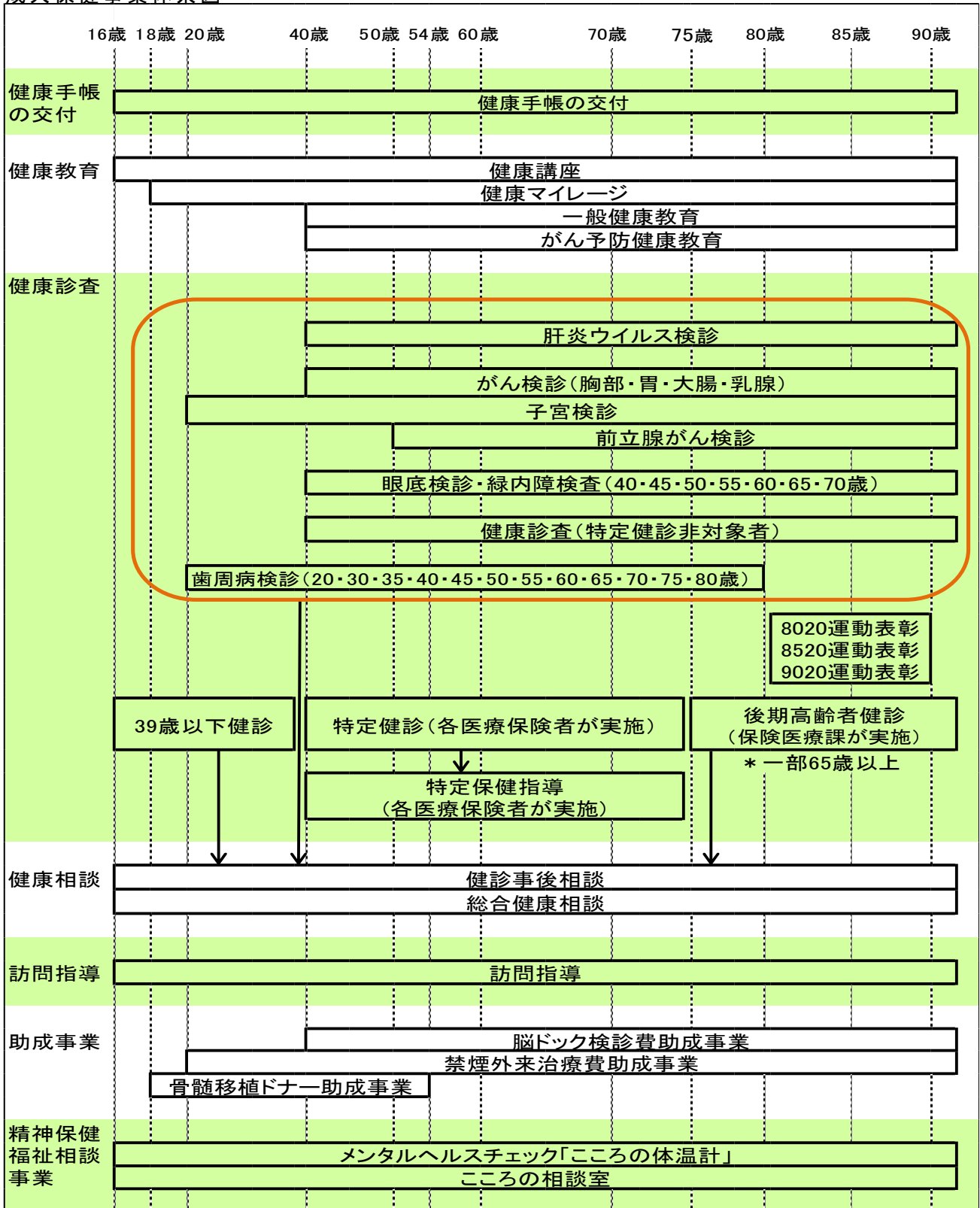
国や県とも連携を図りながら、「誰もが望まない受動喫煙をなくす」という法の趣旨をくみ取り、公共施設において積極的に受動喫煙対策を実施していることを周知していく。

## 2 成人保健事業

### (1) 概要

健康増進法に基づき、各種検診、健康相談等を実施している。

成人保健事業体系図



## (2) 成人専門部会（令和元年 11 月 13 日）の結果について

### ア がん検診について

愛知県がん対策部会から内視鏡検診での生検率が高いと指摘があり、長久手市胃内視鏡検診運営協議会から委託医療機関へ通知を行った。がん検診の精度向上のため、今後も引き続き要精検率の確認を行っていく。

### イ 歯周病検診について

歯周疾患が原因となる疾患があること、歯と口腔の健康が全身の健康につながることを周知することにより、受診率の向上を目指していく。

### ウ 地域自殺対策計画について

自殺対策の対象をどの年代とするのかを考え、ゲートキーパー等の人材の育成・相談窓口の周知等について検討していく。

## (3) 令和元年度事業について

### ア がん検診

#### (ア) 概要

健康増進法施行規則第 4 条 2 に基づいて、胸部・胃・大腸・子宮・乳腺検診を実施している。

#### (イ) 実績(令和 2 年 1 月末現在)

|        | 年度  | 受診者数(人) | 受診率(%) | 要精検者数(人) |
|--------|-----|---------|--------|----------|
| 胸部     | H29 | 6,637   | 63.5   | 138      |
|        | H30 | 6,780   | 64.8   | 117      |
|        | R1  | 6,898   | 66.0   | 202      |
| 胃      | H29 | 4,468   | 42.7   | 391      |
|        | H30 | 4,594   | 43.9   | 377      |
|        | R1  | 4,166   | 39.8   | 211      |
| 胃(X線)  | H29 | 3,858   | 36.9   | 193      |
|        | H30 | 3,607   | 34.5   | 142      |
|        | R1  | 3,375   | 32.3   | 137      |
| 胃(内視鏡) | H29 | 610     | —      | 198      |
|        | H30 | 987     | —      | 235      |
|        | R1  | 791     | —      | 85       |

|    |     |       |      |     |
|----|-----|-------|------|-----|
| 大腸 | H29 | 6,454 | 61.7 | 405 |
|    | H30 | 6,571 | 62.8 | 444 |
|    | R1  | 6,490 | 62.1 | 453 |
| 子宮 | H29 | 2,068 | 40.0 | 33  |
|    | H30 | 2,207 | 41.2 | 22  |
|    | R1  | 1,922 | 39.8 | 31  |
| 乳腺 | H29 | 1,983 | 53.1 | 63  |
|    | H30 | 1,989 | 54.9 | 78  |
|    | R1  | 1,498 | 48.4 | 49  |

推計対象者数 10,458 人（胸・胃・大腸）  
10,208 人（子宮）6,999 人（乳腺）

(ウ) 課題・取組

胃検診・子宮検診の受診率が、国の目標受診率 50% に達成していない。子宮検診については、昨年度に引き続き 20～39 歳の検診対象者に勧奨通知を 2 回送付した。今後も若い世代に周知啓発を行い、受診率の向上を図る必要がある。

## イ 歯周病検診

### (ア) 概要

生活習慣病を予防する一環として、歯周病の早期発見・早期治療、知識の普及啓蒙により、住民の生涯にわたる健康の保持増進を図る事を目的に、20歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳（令和元年度から追加）の人を対象に歯周病検診を実施している。

### (イ) 実績（令和2年1月末現在）

| 年齢  | H29        |            | H30        |            | R1         |            |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|     | 受診者<br>(人) | 受診率<br>(%) | 受診者<br>(人) | 受診率<br>(%) | 受診者<br>(人) | 受診率<br>(%) |
| 20歳 | 39         | 5.9        | 39         | 5.9        | 26         | 3.7        |
| 30歳 | 66         | 9.4        | 55         | 7.9        | 52         | 7.2        |
| 35歳 | 71         | 7.7        | 74         | 8.1        | 84         | 9.1        |
| 40歳 | 78         | 7.6        | 94         | 9.2        | 100        | 9.7        |
| 45歳 | 48         | 4.2        | 47         | 4.2        | 68         | 6.0        |
| 50歳 | 79         | 8.7        | 55         | 6.1        | 78         | 8.6        |
| 55歳 | 46         | 7.1        | 36         | 5.6        | 49         | 7.7        |
| 60歳 | 66         | 11.9       | 64         | 11.6       | 50         | 9.2        |
| 65歳 | 43         | 9.1        | 61         | 13.0       | 49         | 10.3       |
| 70歳 | 133        | 22.4       | 121        | 20.5       | 119        | 20.1       |
| 75歳 | 101        | 21.9       | 101        | 22.0       | 77         | 16.8       |
| 80歳 | —          | —          | —          | —          | 76         | 28.2       |
| 計   | 770        | 9.5        | 747        | 9.3        | 828        | 9.9        |

### (ウ) 課題・取組

成人期（20～50歳代）の受診率が低い状態が続いている。特に成人期の方に向けて検診等の機会での周知啓発を行い、受診率の向上を図る必要がある。検診未受診者に勧奨通知を送付した。

## ウ 健康マイレージ

### (ア) 概要

市民の健康意識の向上を図り、健康づくりに取り組む人への拡大と定着を促進するためのきっかけづくりとし、生活習慣病の予防・改善を図ることを目的としている。

チャレンジシートを入手後、自主的な健康づくり活動の実施、検診受診によるポイントを組み合わせ 50 ポイント以上貯めると達成となる。

達成者は、愛知県健康マイレージ事業の優待カードと、市内協賛企業からの賞品が当たる抽選の応募資格を取得できる。

### (イ) 実績（令和 2 年 1 月末現在）

#### a マイレージ達成者数

| 年度           | H29 | H30 | R1  |
|--------------|-----|-----|-----|
| マイレージ達成者数(人) | 176 | 315 | 252 |

#### b マイレージチャレンジシート提出数

329 人（うち 6 枚提出 5 人、5 枚提出 1 人、4 枚提出 2 人、3 枚提出 6 人、2 枚提出 30 人）

#### c 市内・市外区分

市内:226 人（89.7%） 市外:26 人（10.3%）

### (ウ) 課題・取組

新規の参加者を増やし、健康づくり活動を習慣化できるように支援する。検診・健康講座等で周知を行い、市内の企業や大学でも周知していく。

## エ 長久手市健康体操（ラジオ体操第一）

### (ア) 概要

柔軟性の保持や筋力アップを図り、ロコモティブシンドローム予防、生活習慣病の改善、市民同士のコミュニケーションづくりにつなげることを目的とする。希望のグループにはラジオ体操 CD 1 枚進呈、ラジオ体操指導士を無料で派遣、5 回以上達成したグループメンバーには記念品を渡している。

### (イ) 実績

#### a グループ数・登録人数（令和 2 年 1 月末現在）

登録数 90 団体 1,808 名（R1 新規登録 22 団体 412 名含む）

b ラジオ体操事業の周知啓発

体成分測定会、健康講座等でチラシの配布

c ラジオ体操交流会

1月9日イオンモール長久手にて開催、ラジオ体操登録グループメンバー30名の他、新規参加者を含め67名が参加した。

(ウ) 課題・取組

ラジオ体操が地域づくりのツールとなるよう、市内各所でラジオ体操を目的に集まるグループ（登録グループ）を増やすことが必要である。ラジオ体操の効果を学び、ラジオ体操を継続して実施できるように意欲が湧くきっかけとなるようなイベントの企画を行っていく。

オ 講座・研修

(ア) 概要

長久手市健康づくり計画（第2次）に基づき、市民の主体的な健康づくりを推進し、生活習慣病の予防を目的として健康教育を実施している。

(イ) 実績

| 講座・研修名                                    |     | 日程    | 講師                               | 参加者<br>(人) |
|---|-----|-------|----------------------------------|------------|
| ゲートキーパー養成講座                               | 関係者 | 9/9   | 特定非営利活動法人 ユートピア若宮                | 25         |
|   | 市民  | 8/30  | 堀尾志津香氏                           | 29         |
| 朝食づくり講座<br>(小中学生親子向け)                     |     | 7/24  | 管理栄養士<br>小金澤衣里氏                  | 32         |
| 骨密度測定①                                    |     | 8/23  |                                  | 109        |
| 骨密度測定②                                    |     | 1/16  |                                  | 110        |
| 愛知医科大学公開講座<br>痛みの専門家による“身体の<br>痛みの上手な対処法” |     | 10/31 | 愛知医科大学<br>学際的痛みセンター<br>准教授 井上真輔氏 | 44         |
| HAPPY ヨガ講座                                |     | 2/10  | ピラティスインストラクター<br>佐々木千紘氏          | 28         |

(ウ) 課題・取組

若い世代が参加しやすい講座の企画を行っていく。今後も健康づくり計画に基づいた講座の開催に向け、関係各課と連携しながら、講師の選定、周知等に取り組んでいく。

カ 骨髄移植ドナー助成金交付事業（令和元年度新規事業）

(ア) 概要

ドナーおよびドナーが勤務する事業所の負担軽減を図り、更なる骨髄等の移植の推進及び骨髄バンクドナー登録の増加を目的とする。

骨髄移植のためにドナーが通院・入院した日数に応じ、ドナー・事業所に助成金を交付する。

(イ) 実績

申請件数 ドナー1件（令和2年1月末日現在）

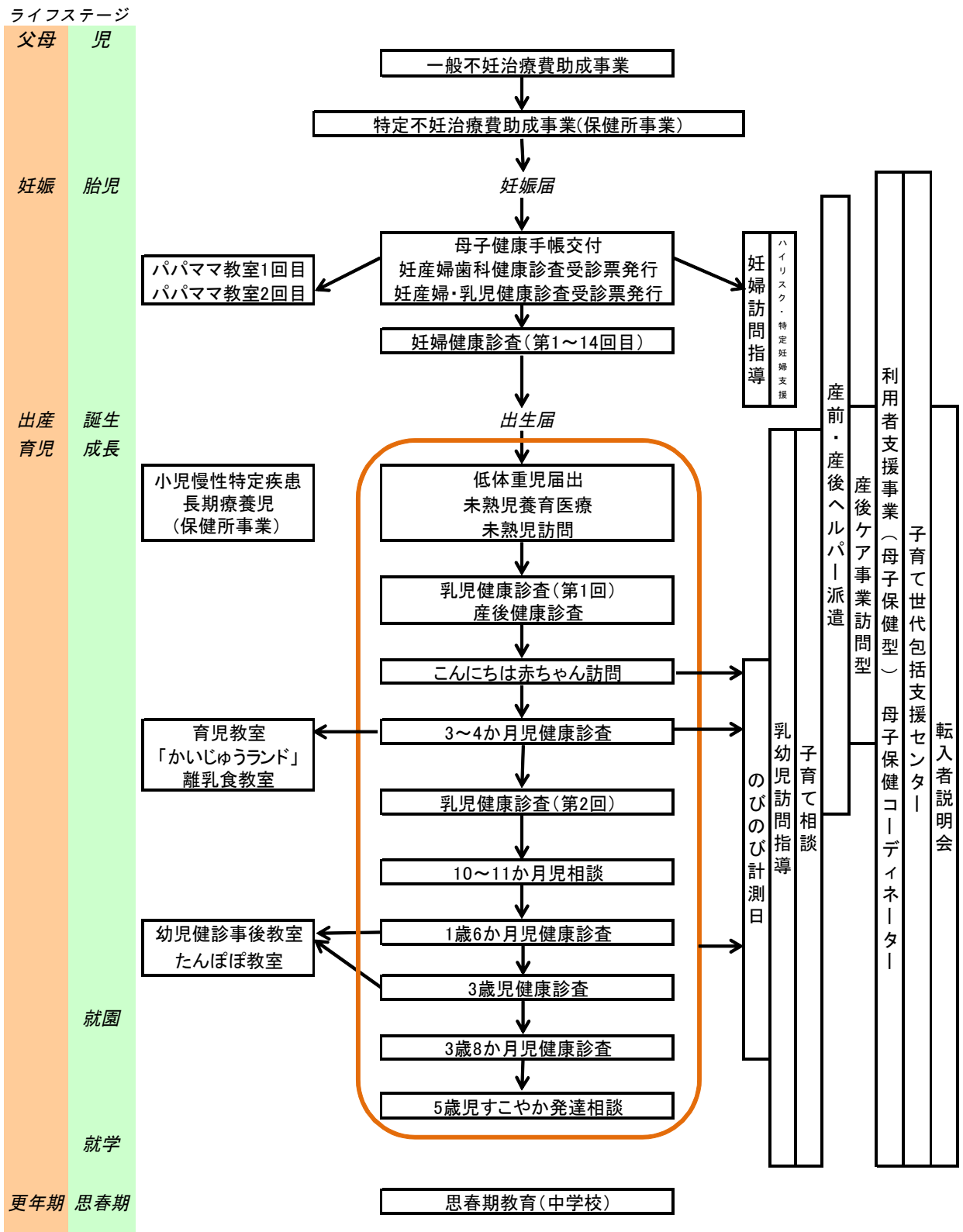
(ウ) 取組

市のホームページ、広報及びチラシを配布（窓口、献血実施時）することで事業の周知を行っていく。



### 3 母子保健事業

#### (1) 母子保健体系図



## (2) 母子専門部会（令和元年 11 月 14 日）の結果について

### ア 長久手市子ども子育て支援事業計画について

第 2 期長久手市子ども子育て支援事業計画を策定していることを報告。

### イ 産前・産後の支援事業について

産後の時期の子育て支援に関するニーズ調査を行い、支援体制を整える。

## (3) 第 2 期長久手市子ども子育て支援事業計画の策定

### ア 概要

子育て支援施策の方向性を定めた計画で、母子保健部分は、基本目標 3 に計画されている。令和元年度は見直しの時期で、令和 2 年度から 5 年間の計画を策定する。

**基本目標 3 「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」**

**施策の柱** ・ライフステージに応じた適切な支援の推進

・すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

### イ 新規・拡充施策

#### (ア) 訪問事業の実施

養育支援訪問事業の育児支援及び家事援助を実施する。

#### (イ) 産前・産後サポート事業の整備

産後ショートステイ及び産後デイサービスを実施する。

#### (ウ) 多胎妊婦、多胎育児家庭への支援の実施

ニーズを把握し、多胎に関する事業を実施する。

### ウ 取組

令和 2 年度から、第 2 期長久手市子ども子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から切れ目のない支援を行う。養育支援訪問事業の実施、産前・産後サポート事業の整備、多胎育児家庭への支援の拡充を図っていく。

## (4) 子育て世代包括支援センター

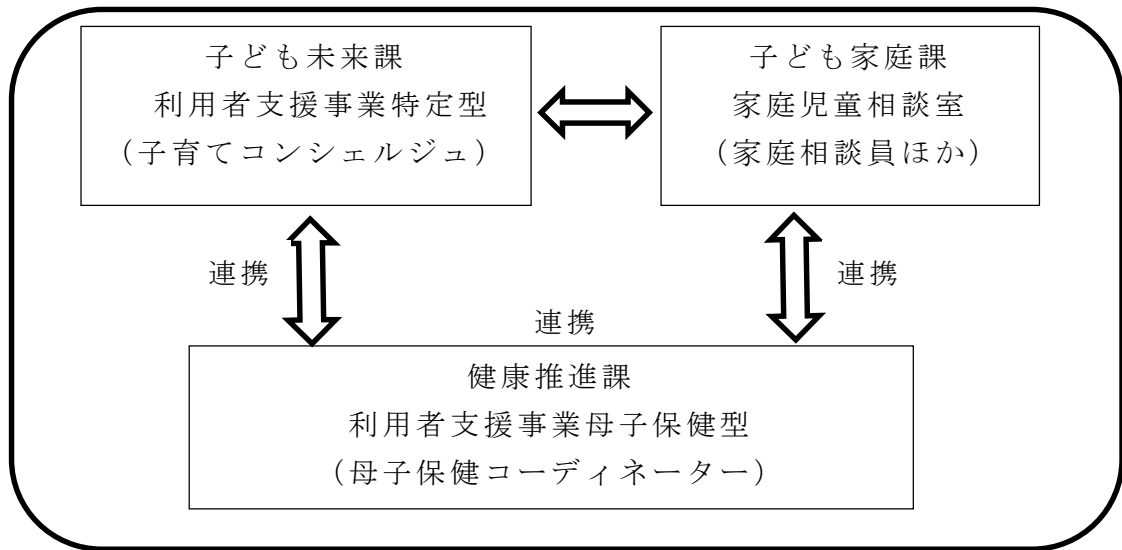
### ア 概要

母子保健法第 22 条に基づき、平成 30 年 4 月に設置した。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うことを目的に、関係各課と連携して、対象者の把握、支援プランの作成、相談等の包括的な支援を実施している。

子ども未来課、子ども家庭課、健康推進課のそれぞれの機能ごとに複数の施設・場所で役割を分担しつつ必要な情報を共有しながら相談員を中心に一体的に支援を行う。

イメージ図



イ 実績 (令和2年1月末現在)

(ア) 相談

| 区別      | 件数(件) | 主な内容                                |
|---------|-------|-------------------------------------|
| 子ども未来課  | 491   | 保育所、一時保育、認可外保育施設、幼稚園等に関する事など        |
| 家庭児童相談室 | 258   | 家庭関係や子どもの性格や生活習慣、DV被害に関する事など        |
| 健康推進課   | 728   | 妊娠届出スクリーニング、子どもの発育や発達、母の育児不安に関する事など |

(イ) 情報共有

| 会議名          | 主な検討内容                |
|--------------|-----------------------|
| 子育て包括連絡会     | 子育て支援の取組と進捗、連携に関する事   |
| 要保護児童対策地域協議会 | 要支援児童、特定妊婦、要保護児童に関する事 |
| 虐待予防連絡会      | 要支援児童、特定妊婦に関する事       |
| 療育連携連絡会      | 発達が気になる子どもの療育等に関する事   |
| 方針検討会        | 妊娠届スクリーニングの振り分けに関する事  |

## ウ 課題・取組

妊娠、出産、子育てに関する相談は、母子保健に関すること以外に保育や家庭関係に関する事など多岐にわたる場合がある。各課と連携して相談に対応及び情報共有をしていく。

相談者が各窓口に出向くのではなく、相談者のところに相談員が来て、相談に対応できるよう調整をしていく。

## (5) 利用者支援事業（母子保健型）

### ア 概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う。また、関係機関との連絡調整等を実施する。母子保健型は、「母子保健コーディネーター」を配置し、妊娠期からの切れ目ない支援の充実を図る。

### イ 実績（令和2年1月末現在）

| 年度  | 相談員(人) | 件数(件) |
|-----|--------|-------|
| H29 | 1      | 852   |
| H30 | 2      | 787   |
| R1  | 2      | 728   |

## ウ 課題・取組

平成29年4月から母子保健コーディネーターを配置し、相談体制の強化をしている。母子保健コーディネーターの人数は3人配置を予定しているが、相談員の確保ができていないため、保健師が対応をしている。

母にメンタルの支援が必要なケースでは、母子保健コーディネーターだけでなく、保健師や精神保健福祉士も一緒に対応をしている。今後も支援が多岐にわたる場合は、精神保健福祉士や関係機関と連携して支援をする。

## (6) 産後ケア事業（訪問型）

### ア 概要

産後に心身の不調や育児不安等がある産婦を対象に助産師が訪問し、授乳や沐浴などの育児手技等についての助言・相談を行う。利用期間は、産後に産院等から退院して4月未満である。利用料は1回1,500円。平成29年4月開始。

### イ 実績（令和2年1月末現在）

| 年度  | 登録数(人) | 利用実人数(人) | 利用延回数(日) |
|-----|--------|----------|----------|
| H29 | 3      | 3        | 3        |
| H30 | 1      | 1        | 2        |
| R1  | 3      | 3        | 6        |

### ウ 課題・取組

親子健康手帳交付、パパママ教室など周知は行っているが、登録・利用人数は増えていない。のびのび計測や10～11か月児相談では、授乳・卒乳についての相談が多い。

切れ目ない支援のためには、助産師の継続した相談窓口があると良い。令和2年度から利用期間を12月未満に延長する。

## (7) 令和2年度新規事業

### ア 新生児聴覚検査費用の一部助成

#### (ア) 概要

耳の聞こえに心配のある児を早期に発見し、適切な支援を受けられるようにするため、出生後、産科等の医療機関で受ける新生児聴覚検査の費用を一部助成する。国は、市町村は新生児聴覚検査の実施について取組を行うよう努めることと通知をし、愛知県内では14市町村（平成31年4月現在）が費用の助成をしており、近隣では豊明市が平成31年度から助成を開始している。

対象者は、令和2年4月1日以降に生まれた児とする。

#### (イ) 開始時期

令和2年4月1日

## 4 予防接種事業

### (1) 予防接種委員会（令和元年10月21日）の結果について

ア 風しんの追加的対策事業の実施状況について

抗体検査の実施者数が少ない。広報、ホームページで周知をしていく。

イ 子宮頸がん予防ワクチンの対象者への周知方法について

他市町の周知方法を調査し、周知方法を検討する。

### (2) 風しん対策事業

ア 概要

妊娠期の先天性風しん症候群の発生予防を目的に、妊娠を希望する女性とその夫、妊婦の夫を対象に風しん抗体検査及び風しんワクチン接種費用助成事業を平成26年6月1日から実施している。今年度より、対象が夫に加え配偶者等の同居者にまで拡大された。

イ 実績（令和2年1月末現在）

| 対象者                      | 抗体検査   |     |     |                      | ワクチン接種         |     |     |    |                      |   |
|--------------------------|--------|-----|-----|----------------------|----------------|-----|-----|----|----------------------|---|
|                          | H28    | H29 | H30 | R1                   | H28            | H29 | H30 | R1 |                      |   |
| 妊娠を予定又は希望する<br>出産経験のない女性 | 愛知県が実施 |     |     |                      | 14             | 16  | 43  | 17 |                      |   |
| 妊娠を予定又は希望する<br>出産経験のある女性 | 12     | 8   | 15  | 7                    | 21             | 19  | 33  | 20 |                      |   |
| 妊娠を予定又は希望する<br>女性の夫      | 18     | 23  | 111 | 出産経験<br>ない女性<br>の同居者 | 愛知<br>県が<br>実施 | 7   | 9   | 49 | 出産経験<br>ない女性<br>の同居者 | 4 |
|                          |        |     |     | 出産経験<br>ある女性<br>の同居者 | 7              |     |     |    | 出産経験<br>ある女性<br>の同居者 | 1 |
| 妊娠中の女性の<br>配偶者等の同居者      | 11     | 8   | 64  | 10                   | 1              | 2   | 21  | 4  |                      |   |
| 合計                       | 41     | 39  | 190 | 24                   | 43             | 46  | 146 | 46 |                      |   |

単位：件

## ウ 課題・取組

昨年は夏の流行に伴い抗体検査実施者数及び風しんワクチン接種者数が増加したが、今年度は平成 28、29 年とほぼ変わらない実績となった。対象者は拡大されたが、夫以外の同居者からの申請はなかった。

ホームページや母子手帳交付時に周知を行う。また、ホームページ上で風しんに対する注意喚起を行う。

### (3) 風しん追加的対策事業

#### ア 概要

特に風しん抗体保有率が低い昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性を対象に、全国原則無料で風しんの抗体検査及び風しんの予防接種を実施している。

#### イ 実績（令和 2 年 1 月末現在）

今年度クーポン発送者数 3,753 人 抗体検査実施率 21.7%

| 請求月<br>(実施月) | 7 月<br>(5 月) | 8 月<br>(6 月) | 9 月<br>(7 月) | 10 月<br>(8 月) | 11 月<br>(9 月) | 12 月<br>(10 月) | 1 月<br>(11 月) | 合計  |
|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|----------------|---------------|-----|
| 抗体検査         | 103          | 275          | 144          | 78            | 91            | 68             | 55            | 814 |
| 内<br>訳       | 健診会場         | 2            | 14           | 30            | 20            | 17             | 25            | 120 |
|              | 医療機関         | 101          | 261          | 114           | 58            | 74             | 43            | 694 |
| ワクチン         | 5            | 48           | 45           | 26            | 20            | 15             | 9             | 168 |

#### ウ 課題・取組

単位：件

5 月下旬にクーポンを発送したため、抗体検査は、医療機関で受けた人は 5～7 月に多く、健診会場では 7～10 月が多い実績となった。ワクチンの接種者数も同様に 6、7 月に多く、徐々に減少した。

今年度クーポンを発送した対象者のうち、抗体検査未実施者に勧奨通知を行う。また、発送済みのクーポンの有効期限を 1 年間延長し、令和 3 年 3 月までとする。来年度は残りの対象者全員にクーポンを発送する。ホームページ等で周知を行う。

#### (4) 令和 2 年度新規事業

##### ア ロタウィルスワクチンの定期接種について

###### (ア) 概要

現在任意接種であるロタウィルスワクチンが令和 2 年 10 月 1 日より定期接種となる。ロタウィルスは、乳幼児に感染性胃腸炎を起こし、ほぼ 5 歳までに 1 回は感染をする。ロタウィルス自体に効く薬はなく、ワクチンで予防が可能。

対象者は、令和 2 年 8 月生まれ以降の乳児。

###### (イ) 取組

情報収集に努め、円滑に実施できるよう準備をする。



## 5 その他

### (1) 地域保健活動「まちの保健師」

#### ア 概要

地域保健活動「まちの保健師」として、保健師が地域に出向き、市民の健康や子育て等の悩みについて相談等を行うことを目的としている。

#### イ 実績（令和2年1月末現在）

| 場所                  | H29  |       | H30  |       | R1   |       |
|---------------------|------|-------|------|-------|------|-------|
|                     | 実施回数 | 相談件数  | 実施回数 | 相談件数  | 実施回数 | 相談件数  |
| 西小校区共生ステーション        | 189  | 1,934 | 132  | 1,081 | 117  | 931   |
| 市が洞共生ステーション         | 7    | 16    | 43   | 297   | 42   | 163   |
| 高齢者サロン、関係団体等        | 20   | 64    | 10   | 54    | 17   | 226   |
| 児童館(6か所)<br>のび計出張含む | 52   | 244   | 67   | 291   | 54   | 230   |
| 中央図書館               |      |       | 11   | 20    | 9    | 26    |
| 子育てサロン(2か所)         | 2    | 9     | 7    | 27    | 9    | 36    |
| リズムあそび・ぴよんぴよん       | 16   | 34    | 9    | 19    | 11   | 19    |
| いきいき倶楽部             | 50   | 173   | 12   | 4     | 3    | 0     |
| 合計                  | 336  | 2,474 | 291  | 1,793 | 262  | 1,631 |

単位：件

#### ウ 取組・課題

まちの保健師活動について、他課の保健師と定期的に打合せを行い、活動内容、各課の事業等について情報共有をしている。また、年間を通して各課の事業等で活動の周知をしていく。市民が地域の身近な場所で保健師に相談できるような事業を展開していく必要がある。